

サプライチェーン強化支援事業 Q&A

<申請要件・対象>

Q1 申請資格でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A. 下記表に該当する事業者（中小企業基本法第2条に規定された要件を満たす者）です。

業種	資本金の額及び従業員の数
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

Q2 個人事業主でも申請できますか？

A. できます。

ただし、国内外を問わず、事業を行っていることが条件です。

Q3 同一内容の案件のうち、違う国への調査であれば、同時に申請できますか？

A. 複数国での調査ができます。ただし、申請できるのは令和2年度に一回のみです。

Q4 現在、国内の商社から原料・部品を調達していますが、申請できますか？

A. できません。

「海外」から「直接」原料・部品等を調達している企業が、調達先をほかの国に変更を検討する調査のみが対象です。

<助成対象経費>

Q5 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、現在海外から直接調達している原料・部品等を他国から調達するための

調査に要した経費が対象となります。旅費等項目ごとの対象経費は下記の表を確認してください。

<助成対象費用>

助成対象経費	内容
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・社員旅費 ※国内旅費は1名分まで、同一の相手方との打合わせは2回分までを助成対象とします。 ※海外旅費は2名分まで（打合わせ回数の制限はありません） ※当該助成事業以外の目的での業務に係る旅費は助成対象となりません。 <p>【○対象経費例】 海外渡航時のエコノミークラス航空券代、空港までの乗車券、宿泊代（上限額は募集案内のP5を参照）等</p> <p>【×対象外経費例】 指定席券（空港連絡鉄道の場合は助成対象）、グリーン券、海外旅行保険代、プレミアムエコノミー、ビジネスクラス、ファーストクラス航空券代</p>
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家（コーディネーター、アドバイザー等）に対する謝金 <p>【○対象経費例】 専門家に対する謝金</p> <p>【×対象外経費例】 外部専門家に対する年額・月額謝金</p>
通訳・翻訳費	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業で使用する資料等の翻訳、通訳に要する経費 <p>【○対象経費例】 現地調査時の通訳費、資料作成時の翻訳費</p> <p>【×対象外経費例】 自社の日常業務の通訳・翻訳費</p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル等の輸送費 <p>【○対象経費例】 サンプル輸送費、サンプル輸送にかかる通関費用</p> <p>【×対象外経費例】 自宅発または自宅着の宅配代、電話代、インターネット利用などの通信経費</p>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費 <p>※提案費、旅費、宿泊費、事務費等、委託内容の内訳が必要です。</p> <p>※精算時には、各経費の領収書等の証拠書類、報告書が必要です。</p> <p>【○対象経費例】 コンサルへの調査委託費、コンサル旅費</p> <p>【×対象外経費例】 月額や年間の契約費用</p>
その他必要と認める経費	<p>内容については、事前にNICOと協議してください。</p>

*本表は一例を記載しております。確定時に精査し金額を決定いたします。

*助成対象となる経費は採択決定後に発注、実施した費用に限られます。

Q6 コンサルに委託して調査をする場合、一式での委託で助成対象となりますか？

A. 一式での委託は助成対象となりません。

必ず、提案費、旅費、宿泊費、事務費等の内訳が必要です。また、精算の際はそれぞれの領収書等支払い証拠資料が必要です（宿泊費には上限があります。募集案内の5ページを確認してください）

Q7 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A. 対象ではありません。

採択決定後に支払った、調査を行った経費のみが対象です。

<採択後のスケジュール>

Q8 調査事業はいつまでに完了すればいいですか？

A. 2月末までに終了する必要があります。

支払いが2月末で、調査事業の実施が3月以降になる場合、支払い済みの経費は助成対象となりません。（支払いも実施も2月末までに終了していることが必要です。）

Q9 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 提出書類確認後、補助金額を確定した後、随時行います。

遅くとも3月末までにお支払いいたします。

<留意事項>

Q10 採択後、申請書に記載した内容を変更してもよいのでしょうか？

A. 原則できません。

採択後、変更の必要が出た場合には、その変更を行う前に、必ず NICO までご連絡のうえ、承認をうけた後に変更するようにしてください。また、採択後の変更とならないよう、申請段階で、十分に検討したうえで、申請書に記載してください。

また、申請内容以外でも、申請書の内容を変更する場合（住所変更、社長変更等）も、NICO までご連絡いただき、必ず承認をうけてください。

<申請から助成金支払いまでの流れ>

年間スケジュール	
7月 20日	HP 等による公募告知
～1月8日	申請受付
〃	申請受理後、約 1 か月で審査結果の通知
2月末*2	「実績報告書」提出最終締め切り
～3月末	助成金振込

*1 予算の執行状況等によっては、募集を早期に終了する場合がありますのでご了承ください。

*2 補助事業完了後（すべての補助対象事業経費の支払完了後）10日以内、または、令和3年2月末のいずれか早い期日に提出してください。